

公共住宅建設工事共通仕様書

令和元年度版

(令和3年4月 一部改定)

公共住宅事業者等連絡協議会

まえがき

公共住宅建設工事共通仕様書（令和元年度版）の一部を対比表の改定後に記載された内容に改定する。

公共住宅建設工事共通仕様書（令和元年度版） 一部改定

改定後	現 行
<p>建 築 編</p> <p>1 章 一般共通事項</p> <p>1 節 共通事項</p> <p>1.1.2 用語の定義</p> <p>(セ) 「書面」とは、発行年月日及び氏名が記載された文書をいう。</p> <p>1.1.5 書面の書式及び取扱い</p> <p>(2) <u>公住仕（建築編）において書面により行わなければならないこととされている「監督職員の承諾」、「監督職員の指示」、「監督職員と協議」、「監督職員に報告」及び「監督職員に提出」については、電子メール等の情報通信の技術を利用する方法を用いて行うことができる。</u></p> <p>(3) 省略</p>	<p>建 築 編</p> <p>1 章 一般共通事項</p> <p>1 節 共通事項</p> <p>1.1.2 用語の定義</p> <p>(セ) 「書面」とは、発行年月日が記載され、<u>署名又は押印</u>された文書をいう。</p> <p>1.1.5 書面の書式及び取扱い</p> <p>(新規)</p> <p>(2) 省略</p>

改定後	現 行
<p>電気編</p> <p>第 1 編 一般共通事項</p> <p>第 1 章 一般事項</p> <p>第 1 節 総 則</p> <p>1.1.2 用語の定義</p> <p>(ス) 「書面」とは、発行年月日及び氏名が記載された文書をいう。</p> <p>1.1.5 書面の書式及び取扱い</p> <p>(2) <u>公住仕（電気編）において書面により行わなければならないこととされている「監督職員の承諾」、「監督職員の指示」、「監督職員と協議」、「監督職員に報告」及び「監督職員に提出」については、電子メール等の情報通信の技術を利用する方法を用いて行うことができる。</u></p> <p>(3) 省略</p>	<p>電気編</p> <p>第 1 編 一般共通事項</p> <p>第 1 章 一般事項</p> <p>第 1 節 総 則</p> <p>1.1.2 用語の定義</p> <p>(ス) 「書面」とは、発行年月日が記載され、<u>署名又は押印</u>された文書をいう。</p> <p>1.1.5 書面の書式及び取扱い</p> <p>(新規)</p> <p>(2) 省略</p>

改定後	現 行
<p>機械編</p> <p>第 1 編 一般共通事項</p> <p>第 1 章 一般事項</p> <p>第 1 節 総則</p> <p>1.1.2 用語の定義</p> <p>(ス) 「書面」とは、発行年月日及び氏名が記載された文書をいう。</p> <p>1.1.5 書面の書式及び取扱い</p> <p>(2) <u>公住仕（機械編）において書面により行わなければならないこととされている「監督職員の承諾」、「監督職員の指示」、「監督職員と協議」、「監督職員に報告」及び「監督職員に提出」については、電子メール等の情報通信の技術を利用する方法を用いて行うことができる。</u></p> <p>(3) 省略</p>	<p>機械編</p> <p>第 1 編 一般共通事項</p> <p>第 1 章 一般事項</p> <p>第 1 節 総則</p> <p>1.1.2 用語の定義</p> <p>(ス) 「書面」とは、発行年月日が記載され、<u>署名又は押印</u>された文書をいう。</p> <p>1.1.5 書面の書式及び取扱い</p> <p>(新規)</p> <p>(2) 省略</p>